

真愛くもちホーム（通称：ショートステイクもち）
短期入所生活介護サービス運営規程

第1条（事業目的）

社会福祉法人イエス団 真愛くもちホーム<通称：ショートステイクもち>（以下「真愛」という）が短期入所生活介護サービス（以下「介護サービス」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、真愛の生活相談員、介護職員、看護職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な生活介護サービスを提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

真愛の職員等は、その利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り、居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体及び精神的負担の軽減を図るものとします。

2 介護サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条（事業所の名称）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

- ① 名称 真愛くもちホーム 短期入所生活介護サービス
(通称：ショートステイクもち)
- ② 所在地 神戸市中央区熊内町5丁目10-8

第4条（職員の職種、員数、及び職務内容）

真愛に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとします。

- ① 管理者 島田 聖
管理者は、真愛くもちホームの職員の管理及び業務の管理を行います。
- ② 医師 1人（嘱託医 1人）
利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。
- ③ サービス提供者（特別養護老人ホーム 真愛くもちホームを含む）

職 種	人 数	職 務 内 容
生活相談員	常勤1名	利用者の事前面接、送迎計画、生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
看護職員	常勤2名 非常勤2名 (常勤1名と非常勤2名は機能訓練指導員と兼務)	利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。 ・利用者の救急安全に関すること ・利用者の健康管理に関すること ・日常動作訓練の指導に関すること ・衛生材料の保管、使用に関すること ・嘱託医との連絡調整に関すること

介護職員	常勤 14名 非常勤 5名	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。 ・短期入所生活介護計画の実行・評価 ・介護プログラムの企画・実施 ・食事・入浴・排泄・整容等 ・消耗品の保管、使用
管理栄養士	常勤 1名	・食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行います。

第5条（利用定員）

利用できる定員は6名とします。

第6条（送迎の実施地域）

事業実施地域は、神戸市内全域とします。

第7条（居室）

利用者の居室には、ベッド・枕元灯・床灯台を備品として備えています。

第8条（食堂）

真愛は、利用者が利用できる食堂を設け、利用者使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

第9条（浴室）

真愛は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

第10条（洗面所及び便所）

真愛は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けます。

第11条（機能訓練室）

真愛は、利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

第12条（介護職員室）

真愛は、居室のある階ごとに居室に近接して介護職員室を設け、机・いすや書類及び保管庫等必要な備品を備えます。

第13条（その他の設備）

真愛は、設備としてその他に、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・面談室等を設けます。

第14条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

真愛は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

第15条（受給資格等の確認）

真愛は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第 16 条（虐待防止対策）

施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次にあげる措置を講じるものとする。

- 2 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底させる。
- 3 介護職員その他の従業者に対する虐待防止のための研修を定期的（年 2 回以上）に行う。
- 4 虐待の防止のための指針を整備する。
- 5 上記の措置を適切に実施するための担当者をおく。

第 17 条（短期入所生活介護計画の作成）

真愛の管理者は、介護支援専門員に、短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、短期入所生活介護計画の作成に当っては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、短期入所生活介護計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の立案について利用者または家族に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、短期入所生活介護計画の実施状況を把握します。

第 18 条（サービスの取り扱い方針）

真愛は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当っては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 真愛は、サービスを提供するに当って、その短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 真愛は、サービスを提供するに当っては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 真愛は、サービスを提供するに当って、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 真愛は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第 19 条（短期入所生活介護サービスの内容）

介護サービスの内容は次のとおりとします。

- ① 介護：介護にあたっては利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
入浴、排泄援助、清拭、オムツ交換
離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話
- ② 食事の提供
- ③ 機能訓練
- ④ 健康管理
- ⑤ 相談援助
- ⑥ その他のサービス（送迎、レクリエーション等）

第20条（食事の提供）

食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう支援します。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。
朝食 7：30 ～ 9：00
昼食 12：00 ～ 13：30
夕食 17：30 ～ 19：00

第21条（相談及び援助）

真愛は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第22条（機能訓練）

真愛は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

第23条（健康管理）

真愛の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

第24条（その他のサービスの提供）

真愛は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。

- 2 真愛は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めます。

第25条（利用料及びその他の費用）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。（厚生大臣が定める基準〔＝介護報酬告示〕は、事業所の見やすい場所に掲示）

- 2 真愛は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

- 3 真愛は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 真愛は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
*重要事項説明書に記載の通り。
 - 二 滞在に要する費用
 - 三 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 送迎に要する費用
 - 五 その他、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが相当と認められるもの
- 5 サービスの提供に当って、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第26条（利用料の変更等）

真愛は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 真愛は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第27条（サービス利用にあたっての留意事項）

利用者とその家族は、介護サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意します。

- 2 利用にあたり、紙オムツは真愛で準備いたします。
- 3 喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂きます
- 4 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。
- 5 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。
- 3 利用料は1ヶ月単位の請求とし、利用月の翌月末までに納入いただきます。
- 4 利用中に度を越えた飲酒、暴力行為、器物破損があり、他の利用者の迷惑となる場合は、利用をお断りすることもあります。

第28条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第29条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第30条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当っては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第31条（衛生管理）

従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

第32条（従業者の質の確保）

真愛は、従業者の資質向上のために、必要なマニュアルを整備し、その研修の機会を確保します。

第33条（個人情報の保護）

真愛及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 真愛は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 真愛は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 真愛は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 真愛は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第34条（緊急時の対応）

従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第35条（事故発生時の対応）

真愛は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 真愛は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします（兵庫県社会福祉協議会 ひょうご福祉サービス総合補償制度加入）。ただし、真愛及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

また、事業者及び当施設の職員が予測・想定しえない事故、天変地異による事故等により

生じた損害については、事業者の損害賠償責任が減免されることがあります。

第 36 条（非常災害対策）

真愛は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年 2 回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

第 37 条（地域との連携）

事業所の運営に当っては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第 38 条（勤務体制等）

真愛は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 真愛は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第 39 条（記録の整備）

真愛は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 真愛は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。

第 40 条（苦情処理）

真愛は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 真愛は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 真愛は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、兵庫県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第 41 条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第 42 条（協力医療機関等）

真愛は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

- 2 真愛は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第 43 条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はイエス団と真愛の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則

この規程は、2012年 4月 1日から施行する。
2013年 4月 1日から改定する。
2013年 8月 1日から改定する。
2015年 4月 1日から改定する。
2016年 4月 1日から改定する。
2017年 9月 1日から改定する。
2018年 4月 1日から改定する。
2019年 5月 1日から改定する。
2023年 10月 1日から改定する。
2024年 4月 1日から改定する。
2024年 6月 1日から改定する。